別記（第2条関係）

第1　対象児童

子育て世帯はぐくみ応援特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童は、次のア～ウに掲げる者とする。

既に支給の決定がされている子育て世帯はぐくみ応援特別給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

ア　基準日において支給対象者に養育される児童

イ　基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している施設入所等児童

ウ　出生日において支給対象者に養育される新生児

第2　支給対象者

1　子育て世帯はぐくみ応援特別給付金は、児童手当等受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者並びに施設設置者等を含む。）である者並びにそれに準ずる主たる生計維持者及び令和6年4月1日までに出生した新生児の児童手当等受給者である者並びにそれに準ずる主たる生計維持者については、子育て世帯はぐくみ応援特別給付金を支給する。

2　1の規定にかかわらず、子育て世帯はぐくみ応援特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て世帯はぐくみ応援特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　基準日後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て世帯はぐくみ応援特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯はぐくみ応援特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者 |
| ②　支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に新生児支給対象者が死亡した場合 | 左欄に掲げる者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者 |
| ③　申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合 | 左欄に掲げる者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者 |